最終更新日：2016年12月26日

東亜バルブエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 真鍋　吉久
問合せ先：06-6416-1184
証券コード：6466

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、有効且つ適正な内部統制システムの運営により、企業を取り巻くリスクを適切にコントロールすることで業務効率を最大化すると共に損失の発生を防止若しくは最少限に留め、同時に、役職員のコンプライアンス意識を高め、透明性・公正性の高い健全な企業であれるよう適時に情報開示を実施し、意思決定の迅速化による経営の効率化によって企業価値を高めていくことを基本方針としております。
当社は、平成28年12月22日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することについての定款一部変更が承認されたことで、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設定会社に移行いたしました。この体制を活用し、経営の監督機能をより一層の強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1-2-4　議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）
当社は、海外投資家への情報提供に資するため、平成27年12月開催の第16回定時株主総会より、招集通知の一部英訳を実施しています。議決権電子行使プラットフォームの利用に関しましては、現状の株主構成を勘案し、採用しておりません。

（原則1-4　いわゆる政策保有株式）
当社は、上場会社の株式保有については重要な財産の取得・保有であると認識しています。取引先との関係維持・強化、当社の企業価値向上・発展に資すると取締役会で認められた場合、当該株式を保有できるものとしています。
現在、当社は、取締役会で主要な政策保有株の中長期的な経済合理性や将来の見通しについての検証を行っていませんが、今後、検証を行い、具体的な説明についても検討して参ります。
また、議決権の行使につきましては、現時点では一定の基準を設けてはおりませんが、当社が保有する株式の価値向上に資すると判断する議案には賛成し、価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

（補充原則4-1-3　最高経営責任者等の後継者の計画）
当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、取締役の任期を１年とし、毎年最適な体制となるよう議論し見直しを行っております。

（原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にするほか、客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べていただける方を選任しています。
今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

（補充原則4-10-1　指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）
当社の独立取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っています。なお、当社は監査等委員会設置会社に移行したことにより、監査等委員である取締役が取締役の指名・報酬について株主総会で意見陳述が可能となりました。今後は、監査等委員である独立社外取締役が経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを検討してまいります。

（補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価）
当社の取締役会全体の実効性評価は、取締役会の機能向上という観点から、分析・評価方法について今後、検討して参ります。

（補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役は、就任時にビジネス経験と相当程度の知見を有していることを前提に選任していることと、就任後においても自主的に情報・知識の習得を行っているため、トレーニングの方針を定めておりません。就任時及び就任後の継続的トレーニングに係る支援・費用については当社が負担を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1-7　関連当事者間の取引）
当社は、取締役の自己取引及び競業取引を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう独立社外取締役の意見を十分に踏まえたうえで、取締役会での審議、決議をしており、取引の重要性やその性質に応じて関係法令及び当社規程に基づいて適正に対応しています。
また、取引の必要性に配慮し、関係法令に応じて適宜開示を行うこととしています。
また、主要株主との取引については、第三者の取引水準と乖離が無いよう留意しています。

（原則3-1　情報開示の充実）
(i)経営理念等、経営戦略、経営計画）
経営理念・企業行動憲章・中期経営計画を当社ホームページに掲載しています。
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に開示しています。
(iii)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社では取締役報酬規程を策定しています。また、当社の取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び

有価証券報告書に開示しています。
(iv)取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続き
　取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であるかを基準に選定し、取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役候補については、中立的・客観的立場で監査報告を行うことができるかを基準に選定し、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物であるか監査等委員会の検討・同意を得た上で、取締役会で決定します。
(v)経営陣幹部の個々の選任・指名理由
　取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しています。
　なお、招集通知は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。(株主総会招集ご通知　URL : http://www.toavalve.co.jp/to_stockholders/)

(補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲)
　取締役会は、取締役会規則において自己の決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを取締役執行役員及び執行役員に委任しています。

(原則4-8　独立社外取締役の有効な活用)
　当社は現在、独立社外取締役を2名選任しており、それらのものが企業法務及び財務会計の専門家としての立場から、積極的に意見を述べることにより、取締役会の監督機能は十分に確保されています。

(補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)
　経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・知見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしています。
　定款に定める監査等委員以外の取締役の定数は10名以内、監査等委員である取締役の定数は4名ですが、現在、監査等委員以外の取締役7名(内、社外2名)、監査等委員である取締役3名(内、社外2名)を選任しています。

(補充原則4-11-2　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況)
　当社の社外取締役は、他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力から判断し、合理的な範囲内であるものと考えています。
　また、社内取締役は、当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、それぞれの業務に専念できる体制となっています。
　当社の社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

(原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針)
　当社は、IR担当取締役(管理本部長)を選任しており、管理本部が実務を行う体制としています。
　それを補助すべく定期的に管理本部会を実施し、各部門間の連携を図っています。
　情報開示については、ステークホルダーに対し、当社ホームページ、株主通信にて当社の情報を適切に発信するとともにIR活動において把握された情報については、取締役会において報告され、情報の共有化がなされています。
　また、株主の対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、「インサイダー取引管理規程」に基づき対応しており、その徹底に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キッツ	302,200	11.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	121,800	4.54
西華産業株式会社	113,600	4.24
TOA取引先持株会	91,400	3.41
三菱重工業株式会社	89,624	3.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	68,000	2.53
前島崇志	58,000	2.16
三川信一	47,000	1.75
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	44,100	1.64
トウアバルブグループ従業員持株会	39,542	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　正憲	他の会社の出身者					○						
有松　清高	他の会社の出身者							○				
浜本　光浩	弁護士								○			
生川　友佳子	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　正憲			現、西華産業株式会社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長電力事業所管兼大阪支社長 なお、西華産業株式会社と当社の間には出資及び取引関係があります。	高橋氏は商社勤務で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき独立した客観的立場から助言いただくため社外取締役として選任しております。 なお、西華産業株式会社は当社と販売代理店契約を提携しておりますが主要な取引先ではありません。
有松　清高			現、株式会社キッツバルブ事業統括本部プロダクトマネジメントセンター長代理 なお、株式会社キッツと当社の間には出資及び取引関係があります。	有松氏は、バルブ業界で培ってきた豊富な経験及び同業界における幅広い見識を活かし、当社と違った目線で当社の経営に適切な助言をいただくため社外取締役として選任しております。

				なお、株式会社キッツと当社は資本業務提携契約を締結しております。
浜本　光浩	○	○	現、きっかわ法律事務所パートナー弁護士	浜本氏は、弁護士としての経験と専門知識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断し、同氏の適切な助言は当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に繋がるものと考えております。また、同氏は、独立性の基準のいずれの項目にも該当せず、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。なお、当社は、同氏が在籍するきっかわ法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が同事務所に支払っている顧問料は、当社の売上高の0.1%以下であり、また同事務所の業務規模に比して少額のため、同事務所は当社に対して特段の依存はしておりません。従って、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。
生川　友佳子	○	○	現、生川友佳子税理士事務所税理士（所長） なお、生川氏は、当社と業務委託関係にあるデロイト トーマツ税理士法人の出身者（平成27年9月退職）ですが、当社と同社の間には取引関係はありません。	生川氏は、税理士としての経験と専門知識を活かし、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断し、同氏の適切な助言は当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に繋がるものと考えております。また、同氏は、独立性の基準のいずれの項目にも該当せず、同氏と当社のとの間には特別の利害関係等はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立性が保たれていると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを1名置いています。監査等委員会スタッフは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、専ら監査等委員の指示に従います。また、その異動、賞罰、評価等は、社内規程に準じて取り扱いますが監査等委員会の意見を尊重して決定するものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と、適宜情報を交換するとともに、法定監査後には監査結果の報告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

将来的な課題と認識しておりますが、現在のところは導入に至っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直近終了事業年度に係る有価証券報告書において開示した内容は次のとおりであります。
取締役（社外取締役を除く）6名に支払した金額 97,339千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第17回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役は年額20百万円、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成されます。月額報酬は、「役員報酬規程」に定めるところにより、基本報酬と役付等報酬の合計で標準額を算定し、これに各取締役の職務執行及び業務執行の状況に応じた調整を行うことで決定しております。賞与については、各取締役の役職に業績を加味して決定しております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第17回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。取締役の報酬は、月額報酬と賞与で構成されます。月額報酬は、監査等委員会の協議で決定しております。賞与については、各取締役の役職に業績を加味して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

日常の情報交換並びに取締役会等への出席が容易となるよう定例取締役会の開催日を月曜日として遠方より出席について便宜を図っております。また、取締役会等の開催にあたっては、資料の事前配布を行っており、必要に応じ事前説明を行っております。
また、監査等委員である社外取締役及び取締役を補助するため専従スタッフを1名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は機関設計に監査等委員会設置会社を選択しております。これにより、社外取締役2名を含む3名からなる監査等委員会を設置しておりますが、指名委員会等設置会社における、指名委員会、報酬委員会のもつ機能を有する任意機関は現時点では設置しておりません。これは今後の課題として認識しております。
これにより当社の経営監視体制は、取締役会による取締役の職務執行の監督、監査等委員会による監査、会計監査人による会計監査、内部監査室による内部統制監査を以て構築しております。
当社は、重要な意思決定を行うための機関として、取締役会、経営会議を設置しております。
「取締役会」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名の計10名で構成され、経営上の重要事項に関する意思決定と取締役の職務執行の監査・監督を行っており、取締役会の監督機能の強化と、経営に関し外部的視点からの助言を得るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち2名が社外取締役であります。
取締役会は毎月1回の月例開催日を設定しており、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に定める事項について審議いたします。
経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を含む）および執行役員（取締役を兼務するものを除く）で構成されております。
経営会議では、経営会議規程に基づく事項の審議、年度目標の進捗状況を報告・管理するほか、取締役会に付議すべき議題について事前に議論を行い、経営の円滑な遂行を図っております。
取締役会の員数を最小化するとともに社外取締役の比率を増大することで公正性、迅速性、透明性を維持すると同時に、効率的な経営を実現するため執行役員制度を採用しております。
監査等委員会は原則月1回開催し、必要に応じて臨時に開催いたします。
監査等委員は、取締役会を始めとする重要会議へ出席し、経営の執行状況を監視するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等のモニタリングを通じ、取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、業務が適正に遂行されているかどうかを監査するとともに、必要に応じ、その妥当性や合理性といった範囲まで内部監査室との連携により監査を行ないます。
また、監査等委員自らも取締役会の構成員として取締役会において議決権を行使し、重要な業務執行の決定や役員の選定等に関与いたします。
監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報及び意見の交換を行い、監査結果の報告を受け、緊密な連携を図っております。

監査等委員会専任スタッフ1名をおき、監査等委員の職務の補助を行っています。
内部監査室は、当社の内部統制が有効に機能し、業務効率の維持、遵法性の確保、財務報告が適切に行われているかについて、監査等委員会、会計監査人と連携しながら監査を実施しております。また内部統制の目的を阻害する要因となるリスクが適切に評価しコントロールされているかについて確認を行い、適切なアドバイスにより内部統制システムの改善を促します。
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。平成28年度9月期において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員 和田朝喜氏及び指定有限責任社員 業務執行社員 岡本健一郎氏であります。補助者は公認会計士6名、その他4名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整え、経営の透明性及び健全性の強化に努めてまいりました。今般、取締役の監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るためには、監査等委員会設置会社が当社にとってふさわしい機関設計であると考え、平成28年12月22日開催の定時株主総会の承認により監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主が理解できるよう、招集通知の議案の参考書類を英文化し、当社ホームページへ掲載しています.。
その他	株主が総会議案の検討期間を確保できるよう、招集通知の発送日前に株主総会招集通知を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しています。 また、株主総会のビジュアル化（パワーポイントを使用)を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、株主総会招集通知・決議通知、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部において情報に関する適時開示を含めたIR活動を推進し、経営方針や業績に関する充実した情報開示に努めております。	
その他	アナリスト・機関投資家には個別対応で、IR担当取締役が説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所が行う「六甲山系グリーンベルトの森づくり」の活動に参加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループの役職員は、法令・定款を遵守し、各個人が企業人・社会人としての高度な倫理観に基づいて行動することを基本とする。
(2)当社は、『企業行動憲章』及び『グループコンプライアンス規程』を制定し、当社グループの全役職員に対し、これを要約した『TVEグループ役職員行動規範カード』の常時携帯を義務付け、その周知徹底を図る。
(3)当社は、コンプライアンスに係るすべての活動を統括する内部統制統括責任者を任命する。
(4)内部統制統括責任者は、当社グループ各社におけるコンプライアンス状況の監視・維持・情報収集を行い、活動の状況・成果は定期的に当社取締役会に報告する。
(5)当社グループにおいて重大な法令・定款違反及び不正の事実が判明した場合、または未然防止のため、『グループ内部通報規程』を制定する。また、当社グループの全役職員からの通報・相談に応じる窓口を設置し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社は、当社グループの取締役の職務の執行に係る記録・文書の取り扱いについて、『取締役の職務執行に係る文書管理規程』を設け、適切に保存ならびに閲覧の管理を行う。
(2)管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、経営に係るリスクを認識し、適正且つ効率的な業務運営のため、『グループリスク管理規程』を制定する。
(2)当社は、内部統制統括責任者を任命し、リスク管理に関わるすべての活動を統括する。
(3)内部監査室は、リスクベースの監査によってグループ各社・各部署に潜在するリスクの洗い出しと評価を行う。監査等委員会は内部監査室と連携し、取締役の業務執行の状況を監査する。是正・改善が必要な場合、グループ各社・各部署は、速やかにその対策を計画する。
(4)当社グループは、労働災害の撲滅に全力で取り組む。
(5)外部要因により当社グループに及ぶリスクについては、各担当執行役員を通じ情報を確実に入手し、迅速な意思決定により対策を行う。
(6)当社が把握したリスクは、有価証券報告書、決算短信等を通じ、『リスク情報』、『対処すべき課題』として積極的にステークホルダーに対し開示する。
(7)当社グループの製品等に起因し事故等が発生した場合は、直ちに顧客並びに当社従業員の安全を確保するとともに必要に応じ緊急対策本部（仮称・適宜決定）を設置し、情報管理の一元化を図り、適切且つ迅速な対応を行うことで、以後の安全確保と早期のプラントの復旧を行うとともに二次損害の防止に努めるものとし、火災、自然災害等の発生時においても同様とする。
(8)大規模な自然災害等の発生時においては、『事業継続計画』（BCP）に基づき、顧客、当社グループ従業員、取引先、地域住民の安全確保を最優先に行動することで企業としての社会的責任を果たし、早期の事業再開に務める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、中期経営計画においてグループ5ヵ年目標を策定し、その実現のための取組みを具現化し、進捗度合いを適宜管理する。
(2)当社グループは、定例で開催される取締役会において、グループ各社の経営課題等の正確且つタイムリーな情報を伝達し、全役員の問題意識の共有化を行う。
(3)取締役会は、時間的合理性を重視すべき場合においては、書面で決議するには適切でない事案を除き、会社法に定める書面決議制度を積極的に活用し、迅速な意思決定を行う。
(4)当社は、独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
(2)当社は、『関係会社管理規程』に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
(3)当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用していく。
(4)当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを当社内部監査室が監査し、必要に応じ改善を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社は、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフを置くものとし、その人事については監査等委員と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が意見交換を行い決定する。
(2)監査等委員会スタッフは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、専ら監査等委員会の指示命令に従う。
(3)監査等委員会スタッフに対する、異動、賞罰、評価等は、社内規程に準じ取り扱うが監査等委員会の意見を尊重し決定する。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員は、当社取締役会ほかグループ各社の重要会議に適宜出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じ、各社役職員に対しその説明を求める。
(2)監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と適宜に意見交換を行い、その連携を維持する。
(3)監査等委員は、同じ独立した立場の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と情報交換を行い、その連携を維持する。
(4)当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社監査等委員会に対し報告すべき法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行う。
(5)当社従業員及び各子会社の全役職員が当社監査等委員会に対し報告すべき事実を知ったときは、当社監査等委員並びに内部監査室長を窓口とする『通報・相談窓口』を通じて報告する。
(6)当社グループは、当該内部通報者に対し不利益な取り扱いを行わないことを規定する。
(7)監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができる。当社グループは、当該請求が特に不合理でない限り前払い又は償還に応じる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社グループは、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針とする。
(2)当社グループは、『TVEグループ役職員行動規範カード』にこの基本方針を定め、全役職員に当該行動規範の常時携帯を義務付け、基本方針の遵守を周知する。

(3)当社グループは、所轄警察署や企業防衛対策協議会、近隣企業等から情報の収集を行い、関係を強化することにより反社会的勢力の排除に備える。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、具体的な買収防衛策の導入は予定しておりませんが、敵対的買収者の出現に備え、危機管理マニュアルを整備しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

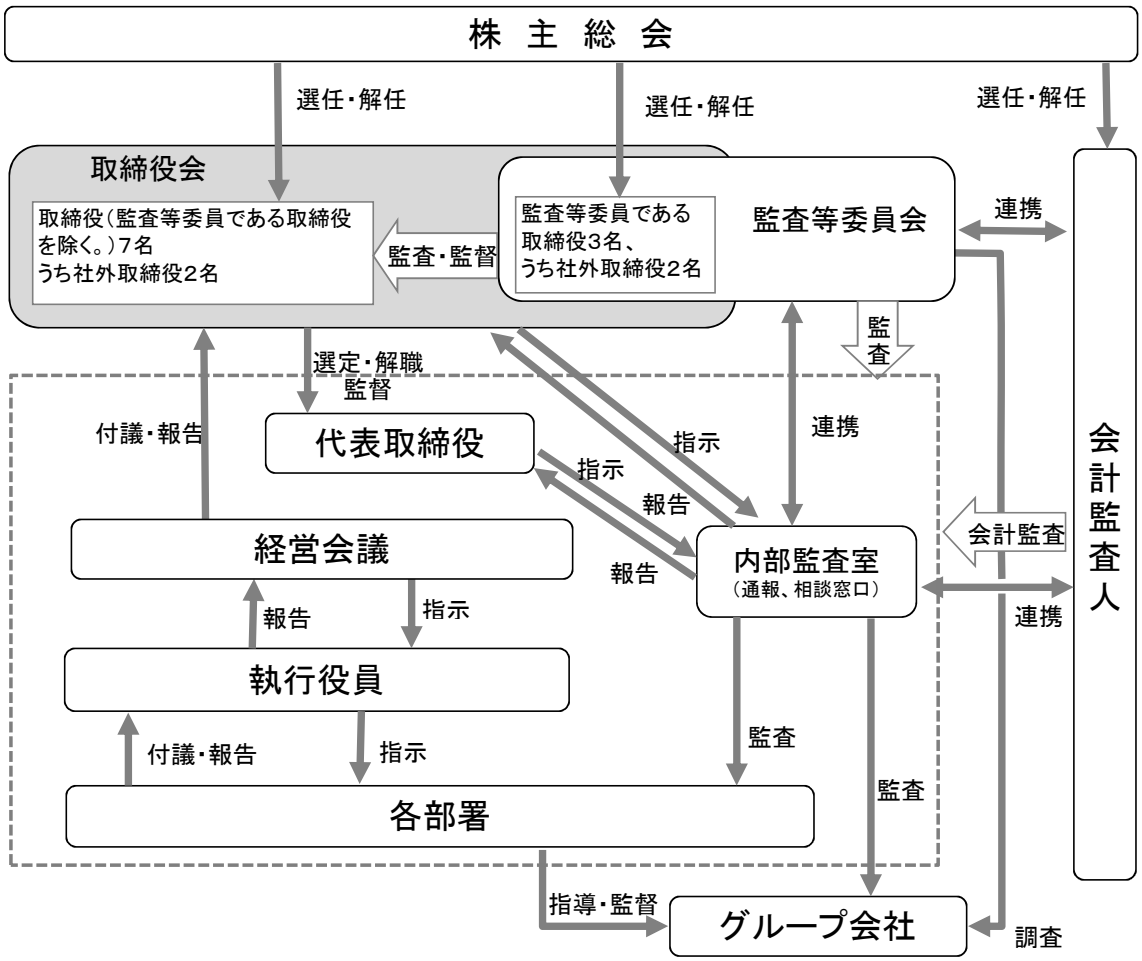
（基本方針）
当社は、グループの会社情報の適時開示のため、「会社情報の適時開示規程」を制定し、これに定める開示手続きに則した開示体制を構築・整備・実践することで、開示の遺漏・遅延などにより適時開示制度の主旨が損なわれることの無きように適時適正な開示を行うこととしております。
具体的には、「インサイダー取引管理規程」に定める統括情報管理責任者（管理本部担当取締役が就任）が、会社情報を統括管理することとし、決定事実はもちろん、重要な発生事実他の情報はすべて統括情報管理責任者に伝達される体制としております。
統括情報管理責任者の配下には管理本部内の企画係を統括情報管理統括部署として置き、適時開示の要否検討・開示方法・開示文案の作成などの業務を統括情報管理責任者の指示により行います。検討結果は、取締役会の承認又は統括情報管理責任者の判断をもって開示され、緊急の問題に関しては、取締役会の承認事案であっても後日に取締役会の追認を得ることを前提として、代表取締役に直接報告し情報開示の指示を受け開示することで、情報開示の即時性を確保しております。

（決定事実）
決定事実の情報は、当該事案が当社又は子会社の、取締役会等の経営意思決定機関での審議に至るまでの各検討段階より、統括情報管理責任者にその情報が確実に伝わるような体制としております。
統括情報管理責任者は入手した情報について、統括情報管理統括部署に、開示の要否、経営意思決定機関での決議前において開示要件に該当するかなどの開示時期の検討、開示文案の作成指示を行い、当該事案が開示必要と判断された場合には、当該事案の決議に併せ適時開示に関する確認を行い、「会社情報の適時開示規程」に従い直ちに開示の手続きを行なうこととしております。

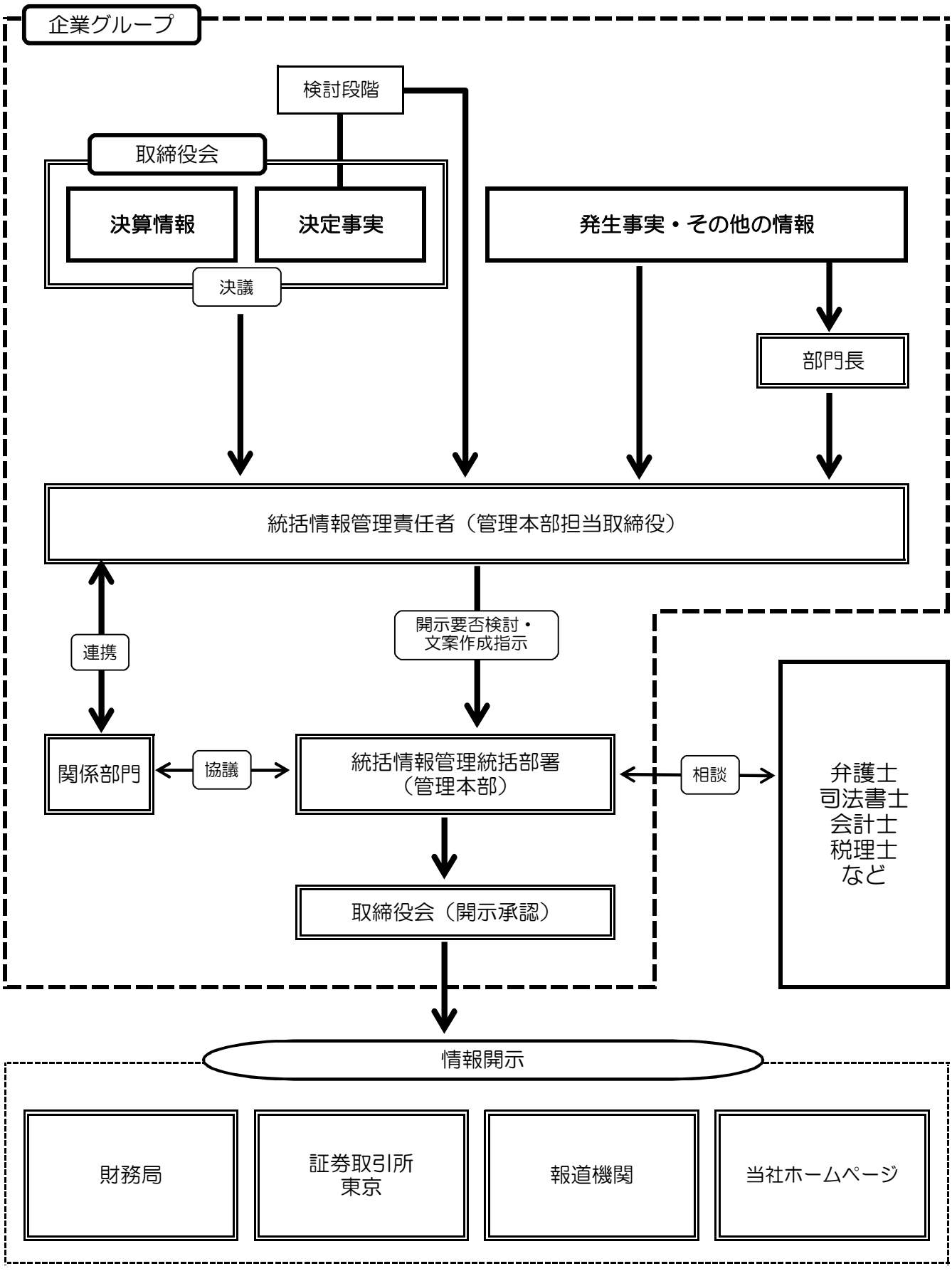
（発生事実）
当社及び子会社において発生した重要事実は、直接または各社の部門長を経て当社の統括情報管理責任者に確実に伝えられるよう、各社部門長への指示徹底を図っております。
これら入手情報について、統括情報管理責任者は統括情報統括管理部署に開示要否の検討及び開示文案の作成を指示し、情報統括管理部署は、必要に応じ弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求め、開示要否判定並びに開示文案の作成を行い、「会社情報の適時開示規程」に従い速やかに開示手続きを行うこととしております。

（決算に関する情報）
当社においては、期初の収益計画について、経理部門において月次でその進捗を管理し、営業部門において四半期毎に収益計画の見直しを行っております。
この月次の収益計画の進捗状況と四半期の収益計画の見直しをもって、経理部で当期の業績想定の修正が必要かを都度チェックし、その結果、開示基準に該当する程度の業績修正報告が必要と判断された場合には、直ちに統括情報管理責任者は取締役会に上程し開示承認を得たのち、開示することとしております。
決算情報につきましては、各子会社の会計情報はグループ全社の会計システムを統一することで一元管理を実現し、その他の決算情報もすべて当社経理部において管理しております。これらを、厳重な内部チェックのうえで経理部において取りまとめ、監査役及び会計監査人のチェックを経て当社取締役会に報告・開示することとしております。

【参考資料：模式図】
（コーポレート・ガバナンスの体制図）



（適時開示の体制図）


企業グループ
検討段階
取締役会
決算情報
決定事実
決議
発生事実・その他の情報
部門長
統括情報管理責任者（管理本部担当取締役）
連携
開示要否検討・
文案作成指示
関係部門
協議
統括情報管理統括部署
（管理本部）
相談
弁護士
司法書士
会計士
税理士
など
取締役会（開示承認）
情報開示
財務局
証券取引所
東京
報道機関
当社ホームページ